

ハタル業ヲ原則トシテ定ムルコト不可能ナラハ之ニ添
フテ為ス意味ノ覺書ヲ手交セラレタレト提議之ニ對シ
港工場長ハ

山ノ問題ハ之ヲ諒トスルモ 四ノ覺書ハ將來ヲ羈束スル
コトトナル虞アリ且之ヲ原因トモテ或ハ再ヒ紛争ス
ルコトアルモ 雜計ニ付總辦不可ナリト答ヘ 押問答
ヲ重ネタルカ妥協スルニ至ラス午後九時四十分會見
ヲ終レリ

七 解決

前記ノ通數回ニ亘リ交渉ヲ重ネ来リタルカ 從業員幹部所并罷
吉高橋為平ノ兩名ノミニ極意見ヲ持テ交渉ヲ延引シ組合ノ
威力ヲ示サントスル態度ヲトリ居ルモ 一般從業員等ハ本問題
ニ関心薄ク可及的早期ノ解決ヲ希望シ居リ 一方事業主側ニ於
テモ此ノ間ノ消息ヲ知悉シ居ル間係ヨリ同盟罷業等举措ニ出

スルコトナク見透ニテ成分樂觀シ居ル豫算ニアリタルカ 五月
一日午前十一時ヨリ前日同様ノ顔觸ニテ會見所并ヨリ

「昨夜種々協議ヲ為シタル結果從業員ノ子弟ヲ本工ニ採用
件ハ工場長ヲ信頼シ一任スル」ト述ベ工場長モ之ヲ諒トシ正
午左ノ如ク内容ニテ圓滿解決セリ

一 從業員ノ軍給ハ工場ノ現在状況ト將來ノ發展トニ希望ヲカ
ケ工場長ニ一任スルコト

二 從業員ノ子弟ハ試験期間ヲ經テ適當ト認メタル場合ハ定期
工ニ採用シ其後工場ノ経済状況及本人ノ性能トヲ斟酌本工
ニ採用スルコト

但定期工ハ期間ヲ定メテ適當ニ考慮シ多數アル場合ハ其ノ
性能調査ノ上從業員ノ子弟ニ優先叙ヲ認メルコト得年退校
者子弟ハ更ニ之ヲ先ニ本工トスルコト

右ノ中(通)報後也